

現場説明書

- 1 業務名 下水道施設管理システムデータ現地調査等測量業務
2 監督員 上下水道局 技術部 計画課

説明事項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の上下水道局契約規程によりその例によることとされている契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 前払金について

前払金 する しない
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

3. 部分払について

部分払 する(回以内) しない

4. ~~継続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について~~

- (1) 継続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (委託代金額に対する割合)	前払金
初年度(年度)	%	支払限度額 ・ 委託代金額 の %
第2年度(年度)	%	支払限度額 ・ 委託代金額 の %
第3年度(年度)	%	支払限度額 ・ 委託代金額 の %

- (2) 各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。

5. 契約に関する事項について

- (1) 設計図書関係
- ア 土木工事等における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。
- (2) 提出書類関係
- ア 委託代金内訳書 ~~要提出(契約締結後7日以内)~~
提出不要
- イ 工程表 ~~要提出(契約締結後7日以内)~~
提出不要
- ウ 着手届 着手後5日以内に提出すること。
- エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。

- オ 下請負者届 下請負を発注の都度、提出すること。
- カ 直営工事届 下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア 支給材料	あり	なし
イ 貸与品	あり	なし

(5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	あり	なし
-----------	----	----

6. テクリスの登録について

受託者は、受注時、変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

9. 技術的事項について (別紙)

下水道施設管理システムデータ現地調査等測量業務 特記仕様書

第1編 共通事項

- 1 本作業は、着手から成果品納入まですべて受託者の責任と負担において施行するものとする。
- 2 本作業は、監督員の指示に従うと共に、「国土交通省公共測量作業規定（世界測地系対応版）」に則るとともに、その他関係法令に準拠し、施行すること。
- 3 本作業の遂行に当たっては、専門的知識を駆使するとともに、随時監督員と連絡をとり入念な協議を行うこと。
- 4 この測量業務について局が必要と認めたときは、作業の変更又は中止をすることがある。
- 5 測量の従事者が民地内に立入るときは、土地所有者等の了解を得て立入り、常に言動動作に慎み、人心に不安、悪感情を与えないよう充分注意すること。
- 6 測量業務施行中に事故が生じたときは、所要の措置を講ずるとともに、事故の発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について速やかに局へ報告すること。
- 7 本業務に従事する主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であること。

第2編 測量作業

1 目的

下水道施設管理システム（以下「システム」という。）を運用するため、不足するデータの現地調査を行い、下水道業務全体の効率化と高度化を維持することを目的とする。

2 履行期間

契約締結の日から平成31年3月15日までとする。

3 作業範囲

- 3.1 横須賀市森崎2丁目16番先
- 3.2 横須賀市坂本町3丁目9番地先
- 3.3 横須賀市太田和5丁目地内

4 作業準備

4.1 受託者は本作業実施に当たり、監督員の指示により業務計画書として工程表等の書類を提出すること。機器検定については以下の機関で受検するものとし、検査成績書及び校正証明書は不可とする。

- ・ 日本測量機器工業会検定センター
- ・ 日本測量協会機器検定部

4.2 打合せを行った際は打合せ簿を作成すること。

5 測量作業

5.1 調査項目

発注者が貸与する各資料（システムデータ及び下水道工事設計標準図）を十分吟味し、不足・不明箇所については、監督員と協議のもと調査を行う。

なお、調査は下記事項を原則とするが、詳細は別途協議すること。

（人孔）

- ・ 位置
- ・ 種別（人孔形状：特丸1号マンホールなど）
- ・ 地盤高
- ・ インバートの有無

（管渠）

- ・ 位置
- ・ 口径（必要があれば上底、下底（幅）、高さ）
- ・ 人孔中心間延長
- ・ 管延長（人孔中心間延長から、上下流の各人孔内径の半分を引いたもの）
- ・ 上流、下流の管底高
- ・ 上流、下流の土被り
- ・ 勾配
- ・ 断面形状
- ・ 材質
- ・ 副管の有無（有の場合は、口径、高さ、設置位置）

（開渠・側溝）

- ・ 位置
- ・ 上底幅、下底幅、高さ
- ・ ます中心間延長
- ・ 管延長（ます中心間延長から、上下流の各ます延長の半分を引いたもの）
- ・ 上流、下流の管底高
- ・ 上流、下流の土被り

- ・ 勾配
- ・ 断面形状
- ・ 材質

(取付管)

- ・ 位置
- ・ 口径
- ・ 延長
- ・ 見出し距離（下流人孔から、取付管接続位置までの距離）
- ・ 材質
- ・ 取付タイプ（接続箇所：管渠、人孔など）

(ます)

- ・ 位置
- ・ 種別（ます形状：汚水柵小口径塩ビなど）

5.2 調査方法

- 5.2.1 調査を行う際は、局から貸与された「測量業務受託者証」と「腕章」を携帯並びに身に付けて、関係者の請求があった時は提示しなければならない。
- 5.2.2 本調査は、道路上及び開水路での調査を原則とする。
止むを得ず人孔内部での作業が発生する場合は、事前に監督員に報告し協議すること。
- 5.2.3 人孔、ますの蓋を開けて調査した場合は、段差ができないようしっかり閉めること。
- 5.2.4 上下水道局から関係機関（学校、病院、鉄道、ごみ、町内会等）へ通知は行わないため、関係機関周辺で調査を行う際は周知を徹底すること。
- 5.2.5 調査前には、事前に所轄警察署に道路使用許可を申請すること。
- 5.2.6 調査の際は、道路使用許可に準じて、または必要に応じて交通誘導警備員を配置すること。
- 5.2.7 鉄道用地等立ち入れない場所や、蓋が開かない等の理由で調査が行えない場合は、黒板にその理由を記入し写真撮影を行うこと。
- 5.2.8 調査対象施設でシステムにデータがない施設には、任意の番号等を付番して管理すること。また、データがある施設には、システム内の管理番号を用いて管理すること。
- 5.2.9 人孔の地盤高及び管渠の管底高は、水準測量または管底深調査を行い算出する。
なお、基準点は既設人孔の地盤高で代用すること。
- 5.2.10 管渠の延長は、人孔中心間距離（人孔内径の中心間で平面距離測定）と、そこから上下流の各人孔内径の半分を引いた管延長（管渠のみの延長）の2種とする。
- 5.2.11 取付管の見出し距離は、下流人孔から取付管中心線までの距離を測定すること。
- 5.2.12 取付管の延長は、ます手前から管渠接続箇所までの距離を測定すること。
- 5.2.13 ますが現地にない場合は、官民境界から管渠接続箇所までの距離を測定すること。
- 5.2.14 範囲外で情報の誤りが発見された場合は、監督員へ報告し指示を仰ぐこと。

5.3 撮影方法

5.3.1 写真には下記項目を記入した黒板を入れて撮影すること。

- ・ 調査箇所住所
- ・ 調査日
- ・ 調査施設名
- ・ 管理番号
- ・ 会社名
- ・ 調査者名
- ・ 調査時の天候
- ・ 備考（調査不可理由等）

5.3.2 写真は下記種別毎に撮影を行うこと。

- ・ 遠景（施設毎に1枚）

現場全景と対象施設を含めて撮影する。

調査対象施設が密集している場合は、1枚にまとめることも可能。

- ・ 近景（施設毎に1枚）

調査対象施設を優先して撮影する。

- ・ 側溝及び水路等の地上から撮影が可能で延長が20m以上の施設は、20m毎に1枚
（上流から下流に向かって撮影）

- ・ 施設内部（施設毎に1枚）

内部が把握できる明るさで撮影すること。

マンホールは蓋を開け直上からインパットに向かって撮影し、管渠は管径と管種が分かるように工夫して撮影すること。

- ・ 作業中（現場毎に1枚）

6 入力原図及び属性入力票作成作業

6.1 入力原図作成

6.1.1 システムから出力されたDXFデータを用いて、現地調査結果を図化すること。

作成については、別紙1「システムイメージ」及び別紙2「下水道施設管理システム凡例一覧」を参考に入力原図を作成すること。

6.1.2 調査により新たに追加する施設については、任意で付番した管理番号等を施設付近に記載すること。

6.2 施設属性入力票作成

別紙3「施設属性入力票」のとおり、測量結果を施設毎に入力し作成すること。

（※処理区、地区及び排水区等については、別途監督員から提示する。）

6.3 監督員との協議

作業を円滑に行うため、不明点等は監督員と十分な協議を行うこと。

また、協議、打ち合わせの結果については内容を記録すること。

第3編 成果品

1 成果品

- 1.1 作業報告書 : 1部
- 1.2 下水道施設管理システムデータ用入力原図(原則1/500) : 1部
- 1.3 下水道施設管理システムデータ用施設属性入力票 : 1部
- 1.4 現地調査作業日報(任意様式とし、作業日すべてを綴り提出) : 1部
- 1.5 現場写真 紙面、電子データ : 各1部
- 1.6 測量手簿(写し) : 1部
- 1.7 成果品の権利は局に帰属するものとする。

2 提出資料

- 2.1 作業責任者届 (任意様式とし、履行前に提出すること) : 1部
- 2.2 現地調査作業日報(任意様式とし、作業日毎にFAX等で提出) : 1部
- 2.3 作業者届 (任意様式とし、履行前に提出すること) : 1部
- 2.4 作業集計簿 (任意様式とし、成果品と同時に提出すること) : 1式
- 2.5 打合せ協議簿 (任意様式とし、打ち合わせ毎に提出すること) : 1部

3 ウィルス対策

- 3.1 受託者は、データファイル等全ての電子納品物について、納品すべき最終成果品が完成した時点で必ずウィルスチェックを行うこと。
- 3.2 ウィルス対策は特に指定しないが、シェアの高いものを利用し、最新のウィルスも検出できるように、ウィルス対策ソフトは常に最新のデータに更新したものを利用すること。
- 3.3 ウィルス対策を怠り、局に損害を与えた場合は受託者の負担において速やかに対応するものとする。

以上

下水道施設管理システム凡例一覧

(別紙2)

下水道本管

色分	名称	色分	名称
	分流污水管		污水取付管
	幅2m以上の污水排水施設		雨水取付管
	分流雨水管		合流取付管
	幅2m以上の雨水排水施設		
	合流管		
	幅2m以上の合流排水施設		
	圧送管		

マンホール種別

シンボル	名称
①	1号甲型マンホール(900mm)
①	1号乙型マンホール(900mm)
①	1号丙型マンホール(600mm×1000mm)
①	1号丁型マンホール(600mm×800mm)
①	1号丸型マンホール(600mm)
②	2号甲型マンホール(1200mm)
②	2号乙型マンホール(1200mm)
②	2号丙型マンホール(700mm×1100mm)
③	3号甲型マンホール(1500mm)
③	3号乙型マンホール(1100mm×1700mm)
④	4号甲型マンホール(1100mm×2700mm)
④	4号乙型マンホール(1600mm×2700mm)
⑤	5号マンホール(1800mm×3200mm)
①	特0号マンホール(900mm×600mm)
①	特1号マンホール(900mm×600mm)
①	特丸0号マンホール(750mm)
①	特丸1号マンホール(900mm)
②	特丸2号マンホール(1200mm)
③	特丸3号マンホール(1500mm)
④	特丸4号マンホール(1800mm)
⑤	特丸5号マンホール(2200mm)
①	特角1号マンホール(600mm×900mm)
②	特角2号マンホール(700mm×1000mm)
①	0号塩ビマンホール(200mm-200mm)
①	1号塩ビマンホール(200mm-300mm)
②	2号塩ビマンホール(250mm-300mm)
小	小口径塩ビマンホール(0~2号塩以外の口径)
①	汚水丸1号マンホール(400mm)
②	汚水丸2号マンホール(500mm)
特	特殊マンホール・連絡マンホール・掃除口
管	管理孔(人孔蓋のみ)
吐	雨水吐マンホール
P	マンホールポンプ
X	埋め戻しマンホール
A	空気弁
D	泥吐弁
X	仕切弁
▶	吐き口(放流口)
●	ダミーマンホール(データ分割点)
△	管接合点

※現地にマンホールはありません

ます種別

シンボル	名称
○	汚水ます丸1号(400mm)
●	汚水ます丸2号(500mm)
●	汚水ます丸3号(600mm)
◊	汚水ます角1号(360mm×460mm)
◆	汚水ます(砂埋戻しインバート)角1号(360mm×460mm)
⊗	汚水ます特殊・連絡
○	汚水ます小口径塩ビ
┌	汚水取付管(公設)
┐	汚水取付管(私設)
E	雨水取付管(公設)
J	雨水取付管(私設)
○	汚水ますその他
□	雨水ます角1号(360mm×460mm)
■	雨水ます角2号(410mm×460mm)
◊	雨水浸透ます角1号(360mm×460mm)
◆	雨水浸透ます角2号(410mm×460mm)
⊗	雨水ます特殊・連絡
○	雨水ます小口径塩ビ
□	雨水連ます
□	雨水ますその他

※公道上に「ます」はありません

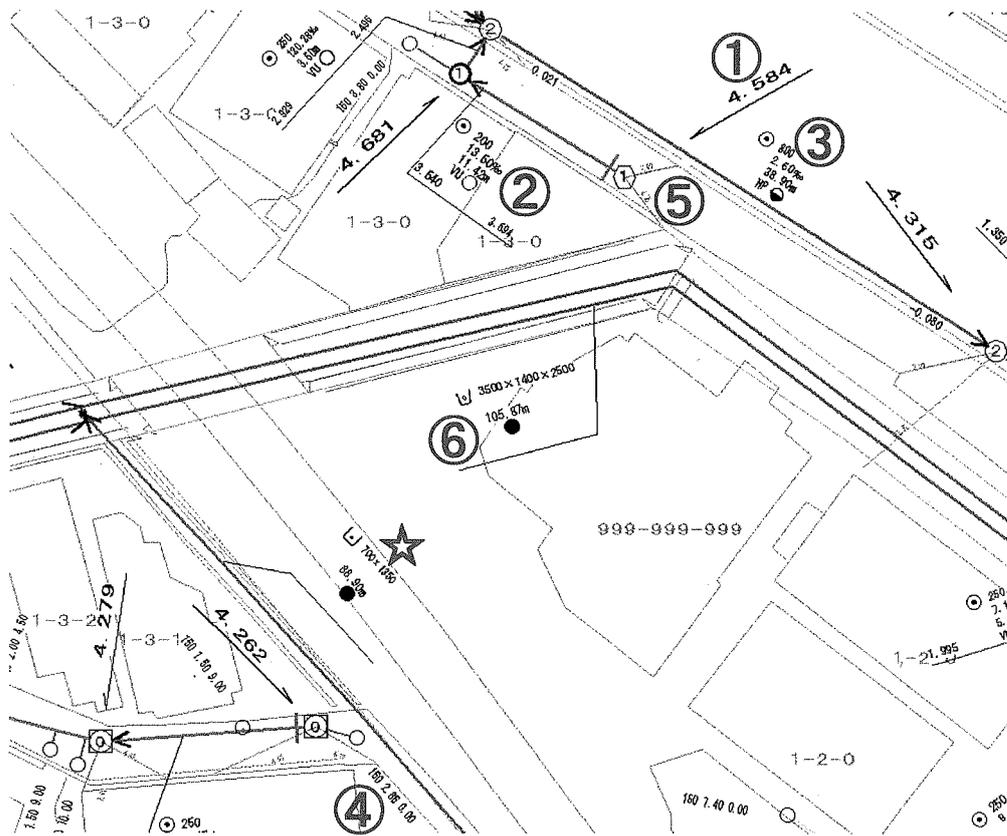
管渠形状

シンボル	名称
○	円形管
◊	馬蹄形管
□	開渠
□	暗渠
□	蓋掛け水路
◊	台形開渠
◊	台形暗渠

管渠材質

表記	名称	表記	名称
VU(VP)	塩化ビニール管(硬質)	RCP	レジンコンクリート管
HP	ヒューム管(遠心力鉄筋コンクリート管)	SUS	ステンレス管
C	コンクリート	RP	更生管
FRP	強化プラスチック複合管	T	陶管
DIP	ダクタイル鑄鉄管	S	シールドセグメント管

図面の見かた



- ① 矢印の延長線上にあるマンホールの地盤高を表します(m)
- ② 下水道本管の属性を表します(引出し線を用いた表示方法です)
上から順に、次の内容を表します
◎: 管渠形状 200: 管の内径(mm)
13.50%: 管の勾配
11.42m: マンホール中心間の距離
VU: 管の材質 ○: 排水種別(○は汚水、●は雨水、◐は合流を表します)
3.694: 上流管底高(m) 3.540: 下流管底高(m)
- ③ 下水道本管の属性を表します(引出し線を使わない表示方法です)
②との違いは、管渠の属性が管の間近に表示されている点です
- ④ 取付管・ますの属性を表します
左から順に、次の内容を表します
150: 取付管の内径(mm)
2.86: 取付管の延長(m)
0.00: 下流マンホールから取付管接続位置までの距離(m)
(マンホールに直接接続している場合や、取付管に接続されている場合は、0.00と表記されます)
場所によって4つ目の数字があります。これは、取付管の官民境界での深さを表します(m)
- ⑤ ピンクの線及び数字はマンホールのオフセットを表します(m)
- ⑥ 河川形状等の施設で、上幅2m以上のものは2条線で表示されています
上段左から順に、次の内容を表します
3500: 上幅(mm)
1400: 下幅(mm) ※上幅と下幅が同じ場合、下幅は表示されません(上図☆参照)
2500: 高さ(mm)
105.87m: データの分割点間距離
●は排水種別(○は汚水、●は雨水、◐は合流を表します)
(注: 河川形状等の場合、多くは高さ情報を持ちません)

施設属性入力票

(別紙3)

属性票_管きよ・開渠・側溝

入力項目	調査結果	備考
管理番号		
台形管渠_上底		
[下底(幅)]		
[高さ(口径)]		
人孔(ます)中心間距離		
管体延長		
上流管底高		
下流管底高		
勾配		
断面		
材質		
副管_種別		
副管_管径		
副管_高さ		
処理区		
地区		
排水区		
分流合流雨水の別		

施設属性入力票

(別紙3)

属性票_人孔

入力項目	調査結果	備考
管理番号		
種別		
地盤高		
形状_内径_長辺		
形状_内径_短辺		
インバートの有無		
処理区		
地区		
排水区		

施設属性入力票

(別紙3)

属性票_ます、取付管

入力項目	調査結果	備考
管理番号		
種別		
管径_内径		
延長		
見出し距離		
深さ		
材質		
取付タイプ		

施工条件明示事項

委託名 下水道施設管理システムデータ現地調査等測量業務

1. 当該工事の施工条件明示事項欄の、下記表□内黒塗り部分が作業に当って、特に制約を受けることになるので明示する。
又、明示されていない事項で請負者が、施工条件に該当すると思われる場合には、その都度監督員と協議すること。
2. 明示事項内容及び参考欄の内、参考と記載している箇所は見積り参考数値で、作業制約条件ではない。

明示項目	明示事項	明示事項内容及び参考
■ 工程関係	<input checked="" type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期による影響	1) 太田和5丁目地内の開水路の測量業務は、弊局別途発注の草刈業務完了後に行うこと。
	<input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限 (準備工期の設定等)	
	<input type="checkbox"/> 関係機関等との協議の未成立	
	<input checked="" type="checkbox"/> 関係機関等との協議条件による影響	1) 交通管理者協議により、作業時間の制約があった場合は厳守すること。
	<input type="checkbox"/> 地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間	
	<input type="checkbox"/> 設計上、見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数	
□ 用地関係	<input type="checkbox"/> 工事用地等の未処理部分	
	<input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場の民有地等の借地	
	<input type="checkbox"/> 発注者が借り上げた土地の使用	
	<input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容	
□ (公害・排水等) 周辺環境関係	<input type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)対策	
	<input type="checkbox"/> 水替え・流入防止施設	
	<input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理対策	
	<input type="checkbox"/> 事業損失防止関係	
■ 安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定	1) 現場調査を実施し、安全施設計画図を監督員に提出すること。 2) 関係機関との協議により安全施設図に変更が生じた場合、監督員と別途協議する。
	<input type="checkbox"/> 近接工事での施工方法、作業時間等の制限	
	<input type="checkbox"/> 落石、土砂崩落等に対する防護施設	
	<input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置	1) 交通誘導警備員 地元又は道路管理者等との調整により、配置体制に変更が生じた場合には、監督員と協議する。
	<input type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策	

明示項目	明示事項	明示事項内容及び参考
■ 工道 事路 用関 係	□ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限	
	□ 搬入路の使用及及び使用後の処置	
	□ 仮設道路の設置	
	■ 一般道路の占用	1) 管理者の許可を確認後に着手すること。
□ 仮設 備関 係	□ 仮設物(仮土留、足場等)の他工事への転用若しくは兼用	
	□ 仮設物の構造及び施工方法の指定	
	□ 仮設物の設計条件の指定	
□ 建設 副産 物関 係	□ 残土の受け入れ及び仮置き場所までの距離、時間等の処分条件	
	□ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化	
	□ 建設副産物及び建設廃棄物の処理	
□ 薬液 注係	□ 薬液注入工法の施工	
	□ 周辺環境への調査	
□ 工事 物件 支障 等	□ 占用物件の有無及び占用物件等による工事支障物の存在	
	□ 地上、地下等の占用物件工事との重複施工	
■ その 他	□ 工事用資機材の保管及び仮置き	
	□ 工事現場発生品	
	■ 支給材料及び貸与品	1) 入力原図作成用DXFデータ(CD-R等) 2) 下水道工事設計標準図
	□ 関係機関・自治体等との近接工事協議に係る条件等	
	□ 架設工法の指定	
	□ 工事用水、電力等の指定	
	□ 新技術・新工法・特許工法の指定	
	□ 部分使用	
	□ 給水の必要	
	■ 民地内作業に関わる条件等	1) 民地内で作業をする際は、住人と事前調整を行うこと。

積算諸条件調書に係る追加事項

1 市独自単価及び積算における補足資料について

本設計積算書内（市独自単価一覧表）に記載の資材単価は、ホームページ「各部局の工事積算情報」の「市独自単価一覧表（土木工事編）」に掲載しています。又当該頁に併せて積算における補足資料も掲載しています。

<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1623/koujitousekisann.html>

2 単価表コードについて

本設計積算書内の単価表コードは、神奈川県土木工事標準積算基準書の施工単価入力基準表のコードに適用しています。

なお、下水道用設計標準歩掛表を適用する場合の単価表コードは（DKG……、DKK……）となります。

3 市場単価及び標準単価の端数処理について

市場単価及び標準単価方式による単価表の加算・補正後の金額は円止めとする。

なお、単価補正が行われた場合の単価は、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）まで計算し、数量×単価＝金額を算出している。

~~4 土砂検定費等について~~

~~土砂検定費（1～28 項目一括実施）、土砂検定費（ヒ素＋銅）及び六価クロムの単価には、諸経費、技術料及び報告書作成の一切の費用を含むため、その他の間接費の対象とならない。~~

5 共通仮設費の対象外となる桁等購入費について

桁等購入費 ~~あり~~ なし

~~6 共通仮設費（積上分）の借地料は、発生土及び改良土の仮置きを行うことを想定して計上している。~~

~~7 施工パツケ＝ジ型積算のタイヤ損耗費及び補修費への対応について~~

~~ダンプトラックの東京単価は、タイヤ損耗費及び補修費を含んだ金額が設定されているため、積算単価も建設機械等損料表の損料金額にタイヤ損耗費及び補修費を加算した金額を計上している。~~

~~8 経費等情報について~~

~~（1）本工事は共通仮設費及び現場管理費について更生工等補正を行っており、主な管材料は本設計積算書内（総量集計表）に記載している。~~

~~（2）施工地域・工事場所を考慮した共通仮設費率及び現場管理費率の補正は、土木工事標準積算基準書に準じている。~~

~~(3) 共通仮設費（率分）及び現場管理費の計算~~

~~共通仮設費（率分）及び現場管理費~~

~~＝各対象額×各費率×更生工補正係数×施工地域を考慮した補正係数~~

~~※補正係数を乗じる場合は、各費率の端数処理後に係数を乗じて小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。~~

~~(4) 対象額1,000万円以下の経費率については、簡易に算出する場合の率を採用している。~~

~~9 【改築】取付管布設および支管取付工については、補正值のほか割増率も乗じて計上している。~~

10 基準書等の適用について

本工事は以下の基準書等を使用し、積算している。

~~1) 土木工事標準積算基準書（土木工事編） 平成30年7月1日版~~

~~2) 積算参考資料（土木工事編） 平成30年7月1日版~~

~~3) 設計業務等標準積算基準書 平成30年7月1日版~~

~~4) 積算参考資料（計画・調査編） 平成30年7月1日版~~

~~5) 下水道用設計標準歩掛表~~

~~第1巻 管路 平成30年度~~

~~第2巻 ポンプ場・処理場 平成30年度~~

~~第3巻 設計委託 平成30年度~~

~~6) 建設機械等損料表 平成30年度版~~

~~7) 下水道施設維持管理積算要領（管路施設編） 2011年度版~~

~~8) 下水道管路管理積算資料 2015~~

平成 30 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)	
設 計 書 番 号	年度 30
事 業 所 名	横須賀市上下水道局 (下水道)
(工 事・業 務)名	下水道施設管理システムデータ現地調査等測量業務
(工 事・業 務)箇所	横須賀市森崎 2 丁目16番先ほか 2 箇所
(河川・路 線・区 域)名	
単 価 採 用 地 区 名	横須賀
事 業 区 分	
工 期	契約日から 平成 31 年 03 月 15 日 まで
設 計 金 額	(円)
	円
設 計 概 要	現地測量 1 式
(起 工・変 更)理由	

横須賀市

平成 30 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

<支出科目>

款	0 2 下水道事業費用
項	0 1 営業費用
目	0 1 管渠費
節	1 6 委託料
細節	

<合併区分情報>

合併処理設定	しない
	区 分 1
	区 分 2
	区 分 3
	区 分 4
	区 分 5
	区 分 6
	区 分 7
	区 分 8
	区 分 9

<全体金額情報>

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額 (d)=(b1)/(a)×(c)	増減 (d)-(b1)or(b2)	備 考
		前回変更請負額(b2)				
業務費						
業務価格						
消費税等相当額						

平成 30 年度 積算諸条件調書(当初)

経費等情報	設計業務	委託先/α、β		
		電子成果品作成費		
	測量業務	安全費率	3.0%	
		電子成果品作成費	計上しない	
	地質・土質調査業務	電子成果品作成費		
		施工管理費		
	地質・土質調査業務(解析)	委託先/α、β		
	港湾測量業務	技術経費率		
	港湾磁気探査業務	技術経費率		
	業務委託	諸経費率		
技術経費率				
設計業務等標準積算基準書 適用年版		平成30年7月1日適用		
資材等単価表 適用年版		平成30年10月1日基準		
積算数量等情報	名称	採用数量	単位	備考

(その他情報欄)

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量業務							
測量業務費			1	式			
地上測量			1	式			
現地測量			1	式			第 2001 号 内訳書
安全費			1	式			
直接測量費計			1	式			
諸経費			1	式			
測量業務価格			1	式			
消費税及び地方消費税相当額			1	式			
測量業務費計			1	式			

第2001号 内訳書
 現地測量

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0010) 現地測量		式			第2001号下内
	1				
合 計					

第2001号 下位内訳書
 AMA0010 現地測量

1 式 当り
 適用年版 S3010

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0010) 現地測量 写真管理を含む	1	式			
(TJ0020) 計算整理・作図業務	1	式			
(DI52500) 測量業務 打合せ J01=標準以外, J02=0	1	業務			第2001号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第2001号 単価表
DI52500 測量業務 打合せ

1 業務 当り
適用年版 S3010

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI525001) 測量業務 打合せ					第2002号単価表
	1	業務			
合 計					
	1	業務			円/業務
条 件 名 称 入 力 値 条 件 値					
J01 中間打合せの回数		2	標準以外		
J02 中間打合せの回数(実数入力)		0	0		

第2002号 単価表
DI525001 測量業務 打合せ

1 業務 当り
適用年版 S3010

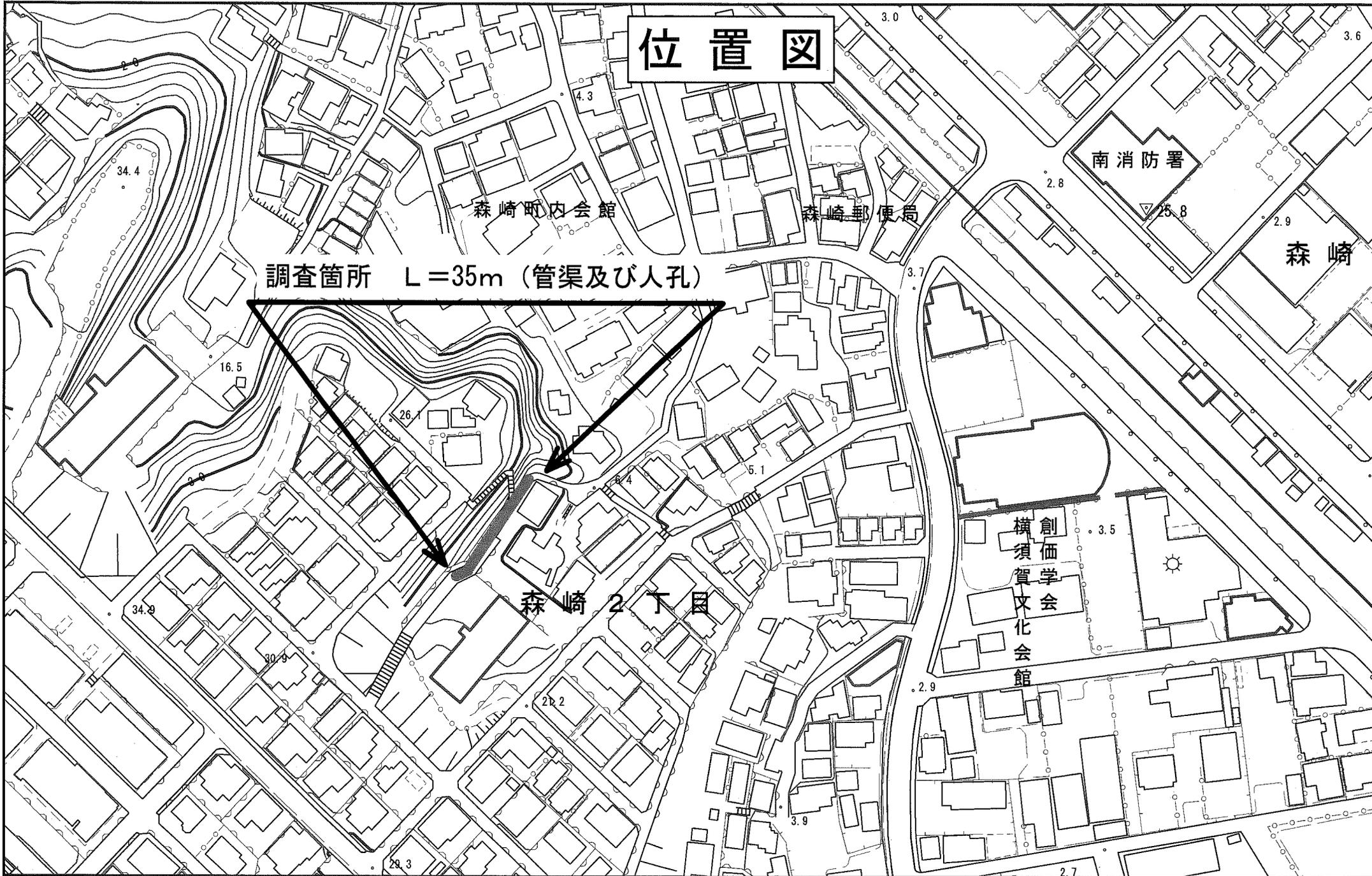
名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI57500) 測量業務 打合せ					第2003号単価表
	1	業務			
合 計					
	1	業務			円/業務
条 件 名 称 入 力 値 条 件 値					
J01 中間打合せの回数		2	標準以外		
J02 中間打合せ回数(実数入力)		0	0		

第2003号 単価表
DI57500 測量業務 打合せ

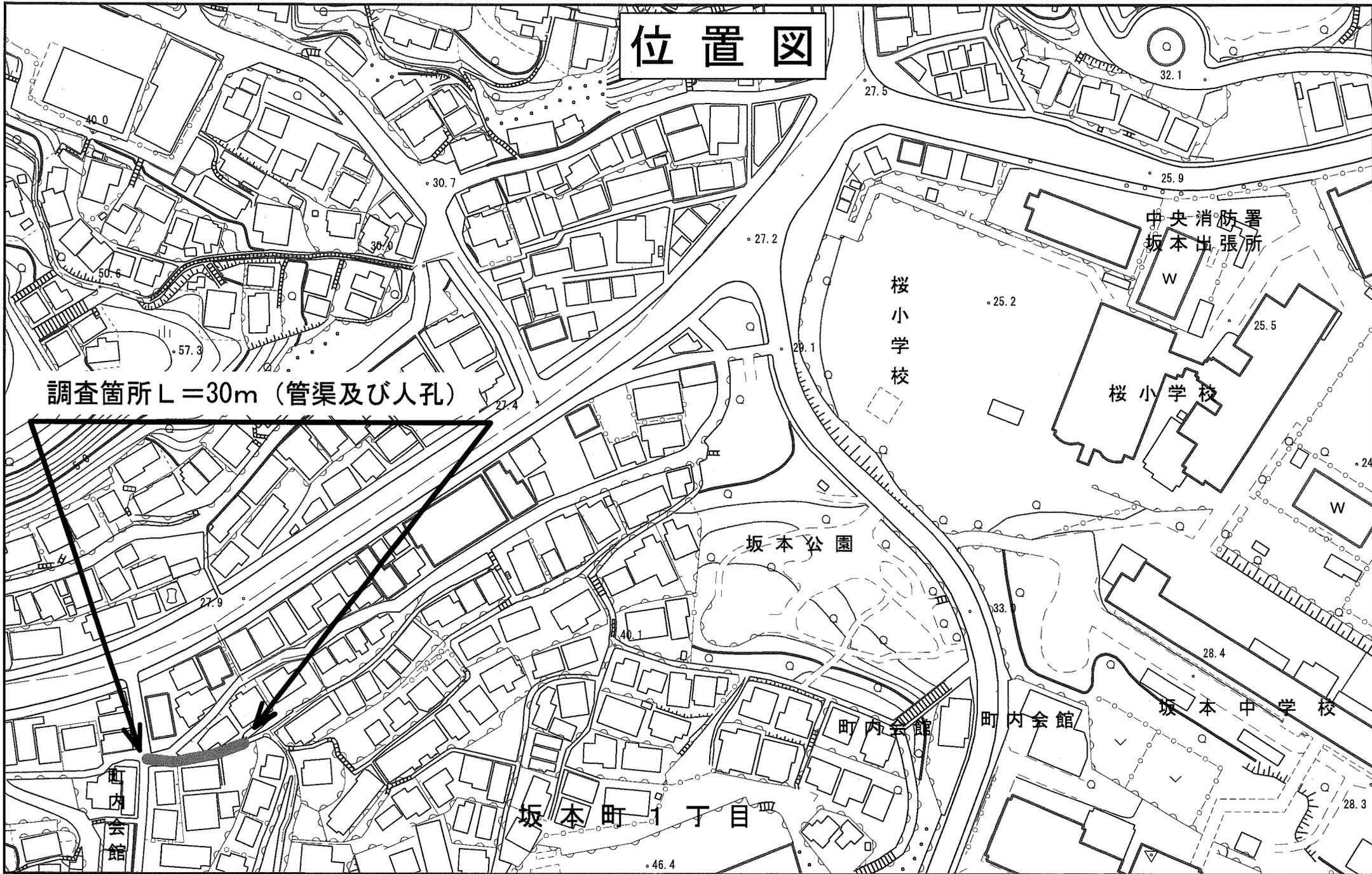
1 業務 当り
適用年版 S3010

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0602) 測量主任技師		人			
(R0603) 測量技師		人			
合 計					
	1	業務			円/業務
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 中間打合せの回数	2		標準以外		
J02 中間打合せの回数(実数入力)	0		0 回		

位置図



位置図



調査箇所 L=30m (管渠及び人孔)

横須賀市坂本町3丁目9番地先

位置図

調査箇所 L=135m (開水路)

(暗渠との接続部含む)

